確保すべき農用地の目標面積の達成を図るための仕組み

農用地等の確保等に関する基本指針（農林水産大臣）

・ 確保すべき農用地の目標面積　等

・ その他農業振興地域の整備に際
配慮すべき重要事項

＜目標面積＞

整合

（1）基本方針について協議
（①は同意が必要）

農業振興地域整備基本方針（都道府県知事）

① 確保すべき農用地の目標面積　等

② 農業振興地域における農業生産基盤の整備・開発、農用地の保全等に関する基本的な事項（法第4条第2項第3号）

＜目標面積＞

整合

（2）整備計画について協議
（(A)は同意が必要）

農業振興地域整備計画（市町村）

(A) 農用地利用計画
一筆ごとの農地について、農用地区域に含めるかどうかを区分し
農業上の用途を指定

(B) 農業振興施策に関する計画
農業生産基盤の整備・開発、農用地の保全等
（法第8条第2項第2号～第6号）

＜農用地区域の設定・変更＞
（図面等で即地的に管理）